当院における安全管理に関する基本的な考え方

医療事故の発生を未然に防ぎ、患者さまが安心して安全な医療を受けられるような環境の整備を目指します。
職員がそれぞれの立場から医療事故防止に取り組み、個人レベル及び病院全体の組織レベルでの事故防止対策を推進します。

1.医療安全管理対策の組織

医療安全管理委員会を、毎月１回定期的に開催して、医療安全管理の重要事項を審議決定します。また、必要時には臨時に開催します。
医療安全部門を設置し、毎週１回のカンファレンス、医療安全管理者による院内ラウンド、報告書の収集、原因分析、実施、評価を再発防止、未然防止に努めています。
医薬品及び医療機器の安全使用のため、医薬品安全管理責任者ならびに医療機器安全管理責任者を配置して、医薬品業務手順書の明確化及び医療機器保守点検に当たっています。

2.職員の研修

医療安全文化の醸成のために、全職員に対して医療安全に関する研修を年２回以上行っています。

3.医療安全確保、改善のための方策

各医療現場の事例から、原因の分析、改善策の立案、実施、その結果を全職員に情報共有し、事故発生の再発防止を図ります。

4.医療事故発生時の対応

医療事故発生時には、医療上の最善の処置に努めます。また、病院長の指示のもと、医療安全部門及び医療事故調査委員会は原因を追究し、患者さま及びご家族への説明等に誠意を持って対応します。

5.職員と患者さまとの間の情報共有

プライバシー保護に配慮し、患者様に医療安全への理解と参加をお願いしています。
（フルネームの確認、リストバンドの装着、アレルギーの申請など）
また、要望があった際は、医療安全マニュアルやカルテの閲覧に対応いたします。

6.患者さまからの医療安全に関する相談への対応

患者さまからの医療安全に関する相談については医療安全管理者が対応します。
また、相談により患者さまやご家族等が不利益を受けないよう努めます。
患者さま相談窓口：１階　総合受付
医療安全管理者　：新谷　恭子

7.医療安全の推進

医療安全管理マニュアルは、年１回、定期的に整備するとともに、随時、医療安全管理マニュアルを改定しております。また、各部署に医療安全管理マニュアルを配置し、全職員への周知徹底を図っています。

8.医療安全の地域連携

外部の医療機関と連携し、医療安全対策活動に関する評価を受けています。
連携施設：新松戸中央総合病院

2026年10月1日
イムス埼玉越谷病院